ベネッセの学童クラブ

Benesse

中央区
民設民営学童クラブ

ベネッセ 学童クラブ月島

運営：㈱ベネッセスタイルケア

「ベネッセの学童クラブ」は民設民営学童クラブですが、区に「放課後児童健全育成事業」として届け出を行い設置する施設です。入会基準は区の公設学童クラブに準じます。サービス・料金は異なりますので、詳細を確認のうえお申し込みください。

ベネッセの学童クラブは、「学びと遊びのリズムをつくる」を大切に、小学生の放課後の生活の中で、生活習慣を身につけることに加え、楽しみながら学ぶ時間と、思いっきり遊ぶ時間の、メリハリをつけることができるように活動を組み立て、こどもにとって過ごしやすい生活をつくっていきます。

【クラブの特長】

「ベネッセの学童クラブ」で行う活動・イベントは、一部を除き、**参加費・材料費は月額の保育料に含まれています**。活動・イベントの参加有無をこどもが主体的に決めることで、自主性を育みます。

☆「学びに向かう力」を育む、多様な活動

受動的なことだけでなく、こどもたちが能動的に取り組み、理解を深めることで、自らの学びにつなげます。



＜ドキドキ理科体験＞
「なぜだろう？」「こうじゃないか？」の身近な生活シーンからワクワクを体験。知的好奇心を刺激します。低学年のこどもにもわかりやすく楽しいと好評です。



＜社会科見学・お仕事見学＞
社会を知る機会を得るため、社会の「仕事」や「職業」の仕組に触れたり、そこで働く「大人たちの想い」を直接聴いたり、尋ねたりします。



お箸の文化を学ぶ社会科見学

＜学びレッスン＞
文字・数・思考を育む、国語や算数の活動や、英語や他言語、異文化に触れるレッスンなども実施していきます。

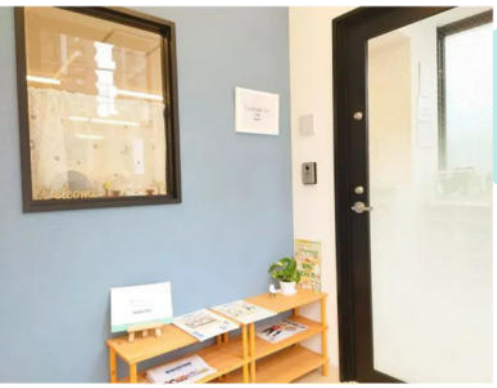
☆安心安全な子どもたちの居場所

放課後の時間に「ほっ」とできる場所、子ども同士が成長できる場所であるために、環境整備や安全・衛生管理を徹底しています。

＜温かみのある室内環境＞
ご家庭にあるような家具を配置し、落ち着くことができる環境整備をしています。
こどもでも安全に動かすことができる家具を使ったり、整理がしやすい配置にすることで、安全管理・衛生管理を徹底しています。



写真は「ベネッセ 学童クラブ月島」の室内です。



写真は「ベネッセ 学童クラブ月島」の室内です。

＜異世代・異年齢交流＞
弊社運営の保育園や老人ホームと交流し、季節を感じるイベントを一緒に行ったり、異世代交流の中からこどもたちの成長を促したり、相手を想い、いたわるこころやことばを育みます。



＜延長利用も安心。お食事の提供＞
夜間延長時、希望者には夕食を提供します。
長期休業日には昼食の注文もできます。
※有料。メニューによります





詳しいご紹介はＨＰからご確認ください⇓

月島HP　弊社HP

「ベネッセ 学童クラブ月島」
お問い合わせ先：ベネッセ 学童クラブ月島　03-3532-6378
（平日10－19時、土曜日9-18受付）

（運営事業者：株式会社ベネッセスタイルケア）
ベネッセスタイルケアは、首都圏を中心に学童・放課後事業を47施設、保育事業（保育園）を70施設運営しています。

【定員・開所時間】

2023年4月1日開所

ベネッセ 学童クラブ月島

住所：中央区月島3-7-12　THE CITY月島2F

■アクセス：東京メトロ有楽町線・都営大江戸線
「月島駅」徒歩3分
■対象年齢：小学1年生～6年生
■利用定員：40名
■開所日：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
■開所時間：[平日]放課後～21:00（延長時間19:01以降）
[土曜日]8:00～19:00
[学校休日]8:00～21:00（延長時間19:01以降）
■料金：全日利用14,000円　※東京都認証学童クラブ料金
※上記料金は中央区補助対象者の料金となります（予定）
■送迎対象校：月島第一小学校、佃島小学校（いずれも有料送迎）
※上記以外の小学校からは自力での登室をお願いしております
※送迎は、2年生までとなります（3年生以上は自力登室のみ）
※対象校は、変更となる場合があります





【保育料・その他オプションサービスについて】

「ベネッセの学童クラブ」は民設民営学童クラブであり、区の公設学童クラブとサービス・料金が大きく異なります。必ず詳細を確認のうえ、申請してください。

保育料等 非課税	保育料： 通常月・夏季休業8月度いずれも（通年）	月～土の全日利用 （週6日利用可）	14,000円
	おやつ代・ 入退室管理システム利用料	上記保育料に含まれます。	
	延長料金　平日・学校休業日 （19:01-21:00）	500円/15分	
	お弁当（昼・夕）	実費（2026年度は1食680円）	
	入会金（事務手続き費用等）	なし	
	施設維持費（教材費等）	10,000円／年　※年度ごとに初月に請求	
送迎	対象小学校については 【月島第一小学校】【佃島小学校】の予定です。 ＊送迎には別途料金が発生します。 年度により料金が変わります。 （月極での料金設定のみ。5,000円～10,000円/月の予定） ＊小学校1～2年生のみの実施となります（3年生以上は自力登室必須）。 ＊送迎方法については年度ごとに検討いたします。 2026年度は徒歩での送迎となっております。		
その他	＊特別イベント参加時材料費・遠足時の交通費などのみ実費請求あり（参加任意） ＊運営時間内での「中抜け」に関しては対応可能です。ご自宅以外の「習い事」などへの送迎は、別法人等のサービスやファミサポ等のご利用を検討ください。		



【2027年度　利用申請について】

「ベネッセ 学童クラブ月島」の利用申請は、以下の通り承ります。
中央区の公設学童クラブと、サービス・料金は異なりますので、詳細を確認のうえ、申請してください。

＜中央区の公設学童クラブとの違い＞

「ベネッセ 学童クラブ月島」は、中央区の公設学童クラブと サービス・料金が異なります。
サービスの違いをご理解の上、ご申請ください。
中央区の公設学童クラブ（児童館・学校内）、子どもの居場所「プレディ」との、重複での登録はできません。

■開所時間の違い：
平日、土曜日の開所時間が公設学童クラブより長くなっています。ただし時間により延長保育料がかかります。

■利用方法の違い：
公設の学童クラブでは、出席後の一時外出は認められていませんが、「ベネッセの学童クラブ」については保護者と同意の上での「中抜け」が可能です。

■保護者会について：
原則として、「ベネッセの学童クラブ」においては、傷害・賠償責任保険の加入費用やおやつ代は保育料に含まれています。よって保護者会の結成は行いませんが、保護者のかたのお手伝いをお願いするイベント等がある場合があります。なお、他の必要経費が発生した場合などはクラブから保護者に個別にお知らせし、クラブからご請求します。

「ベネッセ 学童クラブ月島」の利用申請は、以下の通り承ります。
中央区の公設学童クラブと、サービス・料金は異なりますので、詳細を確認のうえ、申請してください。

＜申請手続き・書類について＞

手続き方法は、「学童クラブ利用児童募集のご案内」を確認ください。
申請書類は、「ベネッセ 学童クラブ月島」現地にて2026年10月1日（木）から配布します。

「ベネッセの学童クラブ」のホームページでも、10月1日（木）以降に申請書類をダウンロードできます。
※郵送での配布は行っておりません。現地もしくはホームページより入手をお願いいたします。

中央区の公設学童クラブ（児童館・学校内）にも申請できますが 重複での登録はできません。

利用申請は年度ごとに必要です。翌年度のご利用を希望する場合は、改めて申請をする必要があります。（毎年審査があります。）

※公設学童クラブの2027年度の申請期間は2026年12月頃の予定です。「ベネッセ 学童クラブ月島」の利用申請が定員を超えたため承認されず、待機となった場合、公設学童クラブへの申請も可能です。
詳細は結果通知時にお知らせします。

【2027年度　利用申請について】 つづき

＜申請受付期間＞

＊申請期間は2026年11月2日(月)～11月20日(金)です。

「中央区学童クラブ利用審査の基準」に基づき、上記期間内に提出された書類を審査し、利用者を決定します。(先着順ではございません)なお、申請資格を満たしていても、定員を超えた申請があった場合は、ご希望に添えないことがあります。
上記期間で定員に達しなかった場合、12月以降に再度募集を行う予定です。
その際はホームページにてお知らせをさせていただきますので、ご確認ください。

＜申請受付場所・時間について＞

2027年度4月からの利用申請は、

「ベネッセ 学童クラブ月島」現地にて受け付けます。

※郵送での受付はできかねますので、直接お持ちください。

「ベネッセ 学童クラブ月島」の運営時間のうち、以下の時間に申請を受付けます。
期間内に書類を持参し、申請ください。

＜申請受付時間＞

2026年11月2日(月)～11月20日(金)の
平日：10～19時、　土曜：9～18時

※日曜・祝日の受付はありません。
※例年申請期間後半での提出が多くなっております。お待ちいただく場合もございますので、余裕をもってのご準備をよろしくお願いいたします。
※郵送では受付を行いません。
※締切を過ぎての受付はできかねます。

今後のスケジュールについて

10月1日（木）～	ベネッセ 学童クラブ月島現地・弊社ホームページにて申請書類の配布・ダウンロード開始
11月2日（月）～ 11月20日（金）	ベネッセ 学童クラブ月島現地にて、 申請書類の提出
11月末	結果通知（郵送）
1月～2月中	入会前個別面談
3月中	入会前説明会・入会書類等の提出
4月1日（木）～	ご利用開始

詳しいご紹介はＨＰからご確認ください⇓
月島HP　　弊社HP

「ベネッセ 学童クラブ月島」
お問い合わせ先：ベネッセ 学童クラブ月島　03-3532-6378
（平日10－19時、土曜日9-18受付）
（運営事業者：株式会社ベネッセスタイルケア）
ベネッセスタイルケアは、首都圏を中心に学童・放課後事業を47施設、保育事業（保育園）を70施設運営しています。

「ベネッセの学童クラブ」利用児童募集のご案内

以下の内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

学童クラブとは

学童クラブとは、区内の小学校に在学している児童又は区内に居住し、区の区域外の小学校に在学している児童で、放課後帰宅しても保護者の就労等で、家庭で適切な保護育成を受けられない児童（教育委員会が実施する「子どもの居場所づくり・プレディ」利用登録者を除く。）を、危険のないよう保護し、生活指導などを行うものです。

中央区内の「ベネッセの学童クラブ」は、区の補助を受けて運営する民設民営学童クラブです。ご利用にあたり、区の基準に沿った審査がございます。審査に必要な書類を準備し、期間内に申請をお願いいたします。不明点がございましたら「ベネッセ 学童クラブ月島」「ベネッセ 学童クラブ晴海」「ベネッセ 学童クラブ人形町」へお問い合わせください。

申請資格

区内の小学校に在学している児童又は区内に居住し、区の区域外の小学校に在学している児童で、保護者の仕事や病気などのため、下校後、家庭において、適切な保護育成を受けられない児童。虐待等の理由により社会的な養護が必要な児童やその他の区長が特別な配慮が必要と認める児童については、優先して利用が可能です。

また、心身に障害等のある児童については、医療行為を必要とせず、集団生活が可能な場合に利用が可能です。

※学童クラブにおいて、募集児童数を超える申込みがあった場合は、区内に在住（生活の本拠地として寝起きする場所）の児童を優先します。

提出書類

以下の書類から、自身に該当する書類を提出してください。

① 学童クラブ利用申請書（全員）
② －１ 家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）
② －２ 自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）
③ 児童やご家族に関する書類（児童やご家族に事情のある方）
④ 転入の予定を確認できる書類（転入予定の方）
⑤ 学童クラブ延長利用申請書（１８ 時から１９ 時 ３０ 分までの延長利用希望の方）
⑥ ベネッセの学童クラブ　延長利用申請書（１９ 時 ３０ 分以降の利用希望の方）
⑦ 契約条件確認書

【各提出書類について】

①学童クラブ利用申請書（全員）

申し込みの基本になる書類です。鉛筆・消せるボールペンや修正テープ等は使用しないでください。

②－１ 家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）

申請資格を確認するものですので、①の「学童クラブ利用申請書」とあわせてご提出ください。提出がない場合は、審査の対象となりません。

下表を参照の上、保護者の状況に応じた必要書類を提出してください。

保護者の状況		必要書類（発行日から３か月以内）	
就労	外勤	勤務（内定）証明書【外勤用】	勤務（内定）証明書は、会社のご担当者に記入してもらってください。 ６５歳未満の同居家族の方も提出が必要です。
	自営	「勤務（内定）証明書【自営・内職用】」及び 「事業を営んでいることを証明する書類」 （※②-２を参照してください）	
疾病・障害		医師の診断書（意見書）、障害者手帳の写し	申請書の提出時に申立書を記入していただきます。
出産		母子健康手帳の写し （表紙と分娩予定日が分かるページの写し）	
看護（介護）		必要な状況が分かる書類 （介護保険証や入院証明書など）	
就学		就学（予定）証明書（履修時間も記入）	
休職中		採用予定証明書、ハローワークカードの写し、離職票	

・出産による学童クラブのご利用期間は、出産月とその前２ヶ月及び出産日から数えて８週間を経過した日の翌日が属する月の末日までです。
・求職中の方が就労決定した場合は、勤務証明書の提出をお願いします。
・ひとり親家庭の方は、上記の書類と合わせて、３頁③のひとり親家庭欄の書類を提出してください。
・審査に関しては、申請時の状況で審査いたします。
・各提出書類の記載内容に変更があった場合は、申請したクラブにご相談ください。

②－２ 自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）

次表の A グループ（会社やお店の所在等を確認できる書類）と B グループ（継続して働いていることがわかる書類）の中から、それぞれ提出可能なものをひとつずつお選びいただき、写しを提出してください。

A グループ	B グループ	
会社やお店の所在等を確認できる書類 ●税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書 ●営業許可書 ●登記事項証明書 ●事務所やお店を開業していることがわかるパンフレット･チラシ･ホームページ　など	継続して働いていることがわかる書類 （直近 3 か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、休職前の 3 か月分を提出してください。）	
	自営中心者	自営協力者
危険有害物等追加書類 （職場と住居が同一で危険有害物等を取り扱っている場合は追加書類を提出してください。） ●危険有害物等の写真 ●職場と住居の間取り図(手描き可)	●営業上必要な材料等の仕入伝票（各月２，３枚ずつ） ●商品等販売代金の請求書、領収書 ●請負契約書 ●給与明細書･報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録（タイムカードなど） ●通勤記録 ●事業所名が記載された公共料金領収書　など	●給与明細書・報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録（タイムカードなど） ●通勤記録 ●就労状況申告書（スケジュールの記録） など

③児童やご家族に関する書類（該当する場合のみ）

児童やご家庭の状況に合わせて書類の写しを提出してください。

審査基準において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

児童が障害者手帳・証書等を所持している場合	身体障碍者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、医師の診断書、障害児通所受給者証など
ひとり親家庭（いずれかひとつ）	児童扶養手当証書、戸籍全部事項証明書（受理証明書）、事件係属証明書（調停期日通知書）　など
生活保護受給世帯 住民税非課税世帯	生活保護受給証明書、２０２６年度住民税非課税証明書（世帯員分） ※住民税を申告していない場合は、申告の上、非課税証明を提出してください。

④転入の予定を確認できる書類

不動産売買（賃貸）契約書の写しを提出してください。ただし、利用にあたっては利用開始日の前日までに中央区に転入手続きが完了することが条件となります。申請時に転入誓約書を記入いただきます。また、区内居住の事実を確認するため公共料金の領収書等を提示していただくことがあります。

⑤学童クラブ延長利用申請書

月曜日から金曜日の１８時から１９時３０分までの延長利用を希望される方は事前に区から承認を受けておく必要がありますので、「学童クラブ延長利用申請書」を提出してください。

⑥ベネッセの学童クラブ　延長利用申請書（１９時３０分以降の利用希望の方）

ベネッセの学童クラブ独自の早朝、夜間の延長利用について、利用の可能性があるかたはご提出ください。

⑦契約条件確認書

「ベネッセの学童クラブ」の利用を申請するにあたり、各項目を確認のうえ、チェック欄にチェックと、保護者のかたの署名をお願いいたします。

＜勤務証明書等の提出について＞

「勤務証明書」等、家庭で保護することができない状況を証明する書類は、申請資格を確認するものなので、提出がない場合は審査の対象となりません。締切日までに学童クラブ利用申請書と合わせてご提出いただきますようお願いします。「勤務証明書」等は勤務先の都合により交付に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

【利用児童の決定】

◆申請書類の審査

利用児童は、別紙「中央区学童クラブ利用審査の基準」に基づき提出された書類を審査し、決定します。

なお、申請資格を満たしていても、定員を超えた申請があった場合は、ご希望に添えないことがあります。

◆結果通知

申請者には審査結果を文書により通知します。

学童クラブの利用が決定した場合は、再度勤務状況等の確認をさせていただくため、ご利用開始以降、勤務証明書等の提出をお願いする場合があります。

【ベネッセの学童クラブ利用審査の基準】

学童クラブの利用申請が定員を超えた場合は、区内に居住している児童を優先して審査を行います。利用者の決定は、下記の「選考指数表」、「調整指数表」に基づき指数を算定し、指数の高い順に行います。また、指数が同じ場合は「選考指数及び調整指数の合計が同位の場合の取扱い」により決定します。

なお、区外に居住し、区内の小学校に在学している児童については、区内に居住している児童の利用が決定した後の審査となります。

＜選考指数表＞

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保護育成に当たることができない場合）					選考指数
	類型	細目				
1	居宅外労働 居宅内労働	月２０日以上		(1)	1日8時間以上の就労を常態	20
				(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18
		月１６日以上		(4)	1日8時間以上の就労を常態	17
				(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
				(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
		月１２日以上		(7)	1日8時間以上の就労を常態	14
				(8)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13
				(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
		その他		(10)	上記(1)から(9)までのほか、勤務の態様から保護育成ができないと認められる場合	
2	ひとり親家庭等			(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・未婚・拘禁	20
3	出産・疾病 ・心身障害	出産		(1)	出産前後休養のため保護育成ができない場合	12
		疾病	長期入院	(2)	入院中・入院予定者（1か月以上）	20
			自宅療養	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20
				(4)	安静（おおむね日中4時間以上就床）	16
				(5)	一般療養	12
		心身障害		(6)	身体障害者手帳1級～2級・愛の手帳1度～3度・精神障害者保健福祉手帳1級～3級	20
				(7)	身体障害者手帳3級・愛の手帳4度	16
				(8)	身体障害者手帳4級	12
4	看護（介護）	入院・通院 ・通所付添い		(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い	18
				(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い	15
				(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い	12
		自宅療養		(4)	常時介護・重度介護	18
				(5)	随時介護（身の回りのことはある程度できるが、しばしば介助が必要）	15
				(6)	一般療養	12
5	求職	就労内定		(1)	1日8時間以上の就労を常態	13
				(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	12
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11
		未定		(4)	求職のため日中外出を常態（期限3か月間）	11
6	特例	就学等		(1)	不就労であるが、就学・技能習得のために保護育成ができない場合	番号１を準用
		災害		(2)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保護育成ができない場合	20
		その他		(3)	上記（1）及び（2）のほか、明らかに保護育成ができないと認められる場合	

※就労時間は規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とし、残業・通勤時間は含まれません。ただし、育児時短勤務取得中の場合はそちらを適用します。

※番号２は、児童扶養手当証書の写しなどにより客観的に状況が確認できた場合に適用します。

※番号４は、原則として同居親族の看護(介護)の場合です。

※保護者が保育にあたれない要件が２つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。出産要件との重複は、出産要件が適用されます。

※表中空欄の指数については、申込者の実情に応じて各番号の指数を準用した形で決定します。

＜調整指数表＞

次に掲げる事情に該当する場合は、選考指数にそれぞれの点数を加算または減算します。

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数
1	小学校１年生（障害児を含む。）	5
2	小学校２年生（障害児を含む。）	2
3	小学校３年生（障害児を除く。）	1
4	小学校３年生から６年生までの障害児 （身体障害者手帳、愛の手帳等を有する児童又は医師の診断書等により障害を有していると認められる児童）	2
5	両親不存在家庭	2
6	ひとり親家庭等	1
7	生活保護世帯	1
8	危険有害物等を扱う居宅内労働 （刃物・劇薬・火気・機械を扱う業種）	1
9	継続利用（小学校2年生に限る。）	3

＜選考指数及び調整指数の合計が同位の場合の取扱い＞

選考指数及び調整指数の合計が同位の場合は、次の優先順位の順に学童クラブの利用を決定します。

優先順位	児童又は世帯の状況	備考
1	所得の低い世帯	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯
2	低学年	学年が低い者を優先
3	身体障害者手帳1級～4級に該当する児童又は愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する児童	
4	ひとり親家庭等	
5	父母のどちらかが単身赴任の世帯	
6	保護者が入院・常時病臥の場合	1か月以上の入院・常時病臥
7	学童クラブを利用しようとする年度の前年度の平日における出席率が高い児童	9月から11月までの出席率が対象
8	就学前の兄弟がいる世帯	就学前の児童の人数が多い世帯を優先
9	待機期間	待機期間が長い世帯を優先
10	区内在住期間	区内在住期間が長い世帯を優先

※優先順位５番については、遠隔地に住んでいることを証明する書類のいずれかの提出が必要です。書類の提出がない場合は、優先順位５番は適用されません。

- 居住している物件の賃貸借契約書
- 直近３か月分の公共料金支払領収証等（住所が記載されているもの）
- 辞令の写し等

※以上の優先順位をもっても同位の場合は、抽選により決定する場合があります。なお、抽選になった場合はご連絡いたします。

受付番号	
受付年月日	

※この欄は記入しないでください。

「ベネッセの学童クラブ」利用申請書

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

年　　月　　日

〒

申請者（保護者）　住　　所

ふりがな

氏　　名

次のとおり、学童クラブの利用を申請します。

上記と異なる場合の住所	〒		連絡先	携帯（父）（　　）	
				携帯（母）（　　）	
				自　宅（　　）	
学童クラブ名	第１希望	ﾍﾞﾈｯｾ 学童ｸﾗﾌﾞ	第２希望	希望しない・希望する（ﾍﾞﾈｯｾ 学童ｸﾗﾌﾞ　　）	
児童	ふりがな		男・女	生年月日	年　　月　　日
	氏　　名			学校・学年	小学校　新　　年生
	現在の状況	小学校　　年在学中（　　学童クラブ在籍中）		在園中の保育園等の名称	

家族構成（上記児童を除く同居者を記入してください。）

	氏　　名	申請児童との続柄	年 齢	職業、学校、保育園等	備　　考
1	ふりがな				
2	ふりがな				
3	ふりがな				
4	ふりがな				
5	ふりがな				
6	ふりがな				

申請理由	

＜記入上の注意＞　○　住所については、居住地（生活の本拠地）をご記入ください。

○　2026年11月1日現在の状況をご記入ください。

＜確認欄＞　以下の内容を確認の上、□欄にチェックをしてください。

□　利用審査にあたり、中央区に情報照会を行うことに同意します。

□　「ベネッセの学童クラブ」に申請後、公設学童クラブにも申請をする場合、勤務証明書を「ベネッセの学童クラブ」申請時に提出した勤務証明書の写しを利用することを承認します。

家 庭 の 状 況

		父の状況	母の状況
		申請理由に当てはまるものに○を付けてください。 1　外勤・居宅外自営　　5　看護・介護 2　内勤・居宅内自営　　6　就労内定・求職 3　不存在　　7　就学・災害・その他 4　疾病・障害	申請理由に当てはまるものに○を付けてください。 1　外勤・居宅外自営　　5　看護・介護 2　内勤・居宅内自営　　6　就労内定・求職 3　不存在　　7　就学・災害・その他 4　疾病・障害・出産
外勤・自営・内勤・就労内定・就学等	事業所名		
	所在地	電話　　（　　）	電話　　（　　）
	採用(予定)年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
	仕事の内容		
	自営の場合	中心者　・　協力者	中心者　・　協力者
	通勤時間 (自宅から勤務先)	片道　　分(電車　　分・バス　　分・徒歩　　分)	片道　　分(電車　　分・バス　　分・徒歩　　分)
	育児休業 取得期間	年　月　日　から　年　月　日　まで	年　月　日　から　年　月　日　まで
	就学等の場合	(学校名等)	(学校名等)
疾病・障害	疾病・障害名		
	手帳の有無	有(　　手帳　　級・度)　・　無	有(　　手帳　　級・度)　・　無
	状況	□　自宅療養 □　入院 年　月　日から　年　月　日まで	□　自宅療養 □　入院 年　月　日から　年　月　日まで
看護・介護	看護・介護を 受ける人の氏名	続柄（　）	続柄（　）
	病名・障害名		
	介護保険の利用	有　(要介護・要支援　　)　・　無	有　(要介護・要支援　　)　・　無
	状況	□　自宅にて看護・介護 一般療養・常時介護・随時介護 □　入院 入院期間（　　） □　通院、通所 月に　　日、日中　　時間を要する	□　自宅にて看護・介護 一般療養・常時介護・随時介護 □　入院 入院期間（　　） □　通院、通所 月に　　日、日中　　時間を要する
不存在	状況	□　離　婚 □　離婚調整中 □　未　婚 □　死　別 □　行方不明 □　その他（　　）	□　離　婚 □　離婚調整中 □　未　婚 □　死　別 □　行方不明 □　その他（　　）

申　請　児　童　の　状　況

児童の健康状態　　※当てはまる項目にチェックをしてください。	
□	健康状態は良好です。
□	長期的又は定期的に通院治療をしています。
	（具体的状況）
□	心身又は言語の発育で気になることがあります。
	（具体的状況）
□	集団生活をするに当たり気になることがあります。
	（具体的状況）
	（手帳の有無）　□　有　（　　手帳　　級・度）　・　□　無
□	アレルギーがあります。
	（具体的状況）
□	その他（具体的状況）

（クラブ記入欄）

外勤用

※虚偽の申告が発覚した場合は利用申請及び利用承認を無効とします。
※自営業の方（ご自分で会社を経営されている方、親族が経営する会社に勤務している方を含む）は自営用の勤務証明書にご記入ください。

勤務 （内定） 証明書（外勤用）

年　　月　　日

保護者記入欄	児童名
	ベネッセ 学童クラブ （　　）

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

問合せ先（担当者名）

（電話番号）

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

次のとおり

□勤務　□採用内定

□産休・育児休業からの復職を予定

していることを証明します。

※本証明書の内容について、就労先事業者に無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

勤務（予定）者氏名	ふりがな		住所		
勤務先所在地及び名称	※勤務地が上記事業所と異なる場合はご記入ください。（支店・派遣先・出向先・赴任先） 電話　（　　）				
勤務形態	1 正規の職員・従業員　2 パート・アルバイト　3 派遣社員　4 契約・嘱託社員 5 会計年度任用職員　6 内職者　7 その他（具体的に:　　）				
働き方	1 固定の労働時間制　2 変形労働時間制　3 フレックスタイム制　4 裁量労働制 5 事業場外労働のみなし労働時間制　6 その他（　　）				
採用（予定）年月日	年　月　日		※雇用契約期間満了日（有期の場合は記載）	年　月　日まで	
雇用契約状況	無 期 ・ 有 期		満了後の更新の有無	有 ・ 有（見込み）・無 ・ 未定	
勤務日数	1週当たり　日 ・ 1か月当たり　日勤務				
勤務時間 ※休憩時間含む	月	時間　分	週	時間　分 ※月当たりの平均	日　時間　分 ※月当たりの平均
勤務時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な勤務時間帯を記入	時間帯①	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
	時間帯②	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
	時間帯③	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
勤務日	時間帯①	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	時間帯②	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	時間帯③	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	備 考				
直近の勤務実績 ※勤務形態が1以外の方は記入	年・月	①　年　月	②　年　月	③　年　月	
	勤務日数 ※有給休暇含む	日	日	日	
	勤務時間 ※残業時間含まず	時間　分	時間　分	時間　分	

（裏面あり）

育児に関する項目（該当する方は記入してください）		
育児休業取得期間	年　月　日から　年　月　日まで（復職予定日の前日）	
	※保育園入所が内定した場合の育児休業短縮可否　□可　□否	
育児のための短時間勤務制度の利用	時間帯①	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）
	時間帯②	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）

勤務状況・勤務先に関する項目（該当する方は記入してください）		
単身赴任	赴任地	
	期　間	年　月　日から　年　月　日まで（□未定）
備　考		

【注意事項】

1　この証明書は、学童クラブの申請に伴う審査のための資料となりますので、正確にご記入ください。

2　必ず事業所の担当者の方が記入してください。

3　記載に不備がある場合は、学童クラブの申請に伴う審査に影響を及ぼす場合がありますので、記載漏れのないよう

ご確認の上提出してください。

4　内容について問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。

5　記入に関してご不明な点がありましたら、保護者記入欄に記載された学童クラブまでご連絡ください。

【問合せ先】

■ベネッセ 学童クラブ月島
担当：里見
電話：03-3532-6378（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ晴海
担当：野田
電話：03-5859-0721（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ人形町
担当：田端
電話：03-3527-3250（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■株式会社ベネッセスタイルケア　こども・子育て支援カンパニー　学童事業部
担当：田端・大友
電話：03-6836-1120（平日10－18時受付）

外勤用

※虚偽の申告が発覚した場合は利用申請及び利用承認を無効とします。
※自営業の方（ご自分で会社を経営されている方、親族が経営する会社に勤務している方を含む）は自営用の勤務証明書にご記入ください。

勤務 （内定） 証明書（外勤用）

年　　月　　日

保護者記入欄	児童名
	ベネッセ 学童クラブ （　　）

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

問合せ先（担当者名）

（電話番号）

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

次のとおり

□勤務　□採用内定

□産休・育児休業からの復職を予定

していることを証明します。

※本証明書の内容について、就労先事業者に無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

勤務（予定）者氏名	ふりがな		住所		
勤務先所在地及び名称	※勤務地が上記事業所と異なる場合はご記入ください。（支店・派遣先・出向先・赴任先） 電話　（　　）				
勤務形態	1 正規の職員・従業員　2 パート・アルバイト　3 派遣社員　4 契約・嘱託社員 5 会計年度任用職員　6 内職者　7 その他（具体的に:　　）				
働き方	1 固定の労働時間制　2 変形労働時間制　3 フレックスタイム制　4 裁量労働制 5 事業場外労働のみなし労働時間制　6 その他（　　）				
採用（予定）年月日	年　月　日		※雇用契約期間満了日（有期の場合は記載）	年　月　日まで	
雇用契約状況	無 期 ・ 有 期		満了後の更新の有無	有 ・ 有（見込み）・無 ・ 未定	
勤務日数	1週当たり　日 ・ 1か月当たり　日勤務				
勤務時間 ※休憩時間含む	月	時間　分	週	時間　分 ※月当たりの平均	日　時間　分 ※月当たりの平均
勤務時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な勤務時間帯を記入	時間帯①	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
	時間帯②	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
	時間帯③	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）			
勤務日	時間帯①	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	時間帯②	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	時間帯③	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期			
	備 考				
直近の勤務実績 ※勤務形態が1以外の方は記入	年・月	①　年　月	②　年　月	③　年　月	
	勤務日数 ※有給休暇含む	日	日	日	
	勤務時間 ※残業時間含まず	時間　分	時間　分	時間　分	

（裏面あり）

育児に関する項目（該当する方は記入してください）		
育児休業取得期間	年　月　日から　年　月　日まで（復職予定日の前日）	
	※保育園入所が内定した場合の育児休業短縮可否　□可　□否	
育児のための短時間勤務制度の利用	時間帯①	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）
	時間帯②	時　分から　時　分まで（うち休憩時間　分）

勤務状況・勤務先に関する項目（該当する方は記入してください）		
単身赴任	赴任地	
	期　間	年　月　日から　年　月　日まで（□未定）
備　考		

【注意事項】

1　この証明書は、学童クラブの申請に伴う審査のための資料となりますので、正確にご記入ください。

2　必ず事業所の担当者の方が記入してください。

3　記載に不備がある場合は、学童クラブの申請に伴う審査に影響を及ぼす場合がありますので、記載漏れのないよう

ご確認の上提出してください。

4　内容について問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。

5　記入に関してご不明な点がありましたら、保護者記入欄に記載された学童クラブまでご連絡ください。

【問合せ先】

■ベネッセ 学童クラブ月島
担当：里見
電話：03-3532-6378（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ晴海
担当：野田
電話：03-5859-0721（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ人形町
担当：田端
電話：03-3527-3250（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■株式会社ベネッセスタイルケア　こども・子育て支援カンパニー　学童事業部
担当：田端・大友
電話：03-6836-1120（平日10－18時受付）

自営・内職用

※自営業の方（ご自分で会社を経営されている方、親族が経営されている会社に勤務している方を含む）はこの勤務証明書にご記入ください。
※上記以外の会社にお勤めの方は外勤用の勤務証明書にご記入ください。

勤務 （内定） 証明書（自営用）

年　　月　　日

保護者記入欄	児童名
	ベネッセ 学童クラブ （　　）

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

学童クラブの申請に当たり、保護者の就労状況について次の通り証明します。

※1 代表者名は、本人が自署してください。

※2 虚偽の申告が発覚した場合は、利用申請及び利用承認を無効とします。

勤務（予定）者氏名	ふりがな		住所	
勤務先所在地及び名称	※勤務地が上記事業所と異なる場合はご記入ください。 電話　　（　　）			
事業形態	□本人が経営　□配属者が経営　□親族（　　）が経営　□（　　）からの業務委託			
仕事の中心者	□本人　□配偶者　□親族（　　）　□その他（　　）			
仕事内容	※実際の仕事内容を具体的にご記入ください。			
危険有害物の取扱い	□有　□無			
勤務日数	1週当たり　　日　・　1か月当たり　　日勤務			
勤務時間 ※休憩時間含む	月	時間　　分	週	時間　　分 ※月当たりの平均
	日	時間　　分 ※月当たりの平均		
勤務時間帯 ※不規則勤務の場合は標準的な勤務時間帯を記入	時間帯①	時　　分 から　　時　　分まで （うち休憩時間　　分）		
	時間帯②	時　　分 から　　時　　分まで （うち休憩時間　　分）		
	時間帯③	時　　分 から　　時　　分まで （うち休憩時間　　分）		
勤務日	時間帯①	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期		
	時間帯②	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期		
	時間帯③	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期		
	備 考			
直近の勤務実績	年・月	①　　年　　月	②　　年　　月	③　　年　　月
	勤務日数 ※有給休暇含む	日	日	日
	勤務時間 ※休憩時間含む 残業時間除く	時間　　分	時間　　分	時間　　分

育児に関する項目（該当する方は記入してください）

育児休業の取得（予定）期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（復職予定日の前日）	
	※保育園入所が内定した場合の育児休業短縮可否 □可 □否	
育児のための短時間勤務制度の利用	時間帯①	時　　分 から　　時　　分まで （うち休憩時間　　分）
	時間帯②	時　　分 から　　時　　分まで （うち休憩時間　　分）
備 考		

※記入にあたっての注意事項と添付する証明書類については裏面をご覧ください。

【事業を営んでいることを証明する書類について】

以下のAグループ（会社やお店の所在等を確認できる書類）とBグループ（継続して働いていることがわかる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを一つずつお選びいただき写しを提出してください。

<table>
<tr><th>Aグループ</th><th colspan="2">Bグループ</th></tr>
<tr><td>会社やお店の所在等を確認できる書類

●税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書
●営業許可書
●登記事項証明書
●事務所やお店を開業していることがわかるパンフレット・チラシ・ホームページ　など</td><td colspan="2">継続して働いていることがわかる書類
（直近3か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、休職前の3か月分を提出してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険有害物等追加書類
（職場と住居が同一で危険有害物等を取り扱っている場合は追加書類を提出してください。）
●危険有害物等の写真
●職場と住居の間取り図（手描き可）</td><td>自営中心者</td><td>自営協力者</td></tr>
<tr><td>●営業上必要な材料等の仕入伝票（各月2、3枚ずつ）
●商品等販売代金の請求書、領収書
●請負契約書
●給与明細書・報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など）
●賃金台帳
●出勤の記録（タイムカードなど）
●通勤記録
●事業所名が記載された公共料金領収書　など</td><td>●給与明細書・報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など）
●賃金台帳
●出勤の記録（タイムカードなど）
●通勤記録
●就労状況申告書（スケジュールの記録）

など</td></tr>
</table>

【注意事項】

1　この証明書は、学童クラブの申請に伴う審査のための資料となりますので、正確にご記入ください。

2　必ず代表者又は事業所の担当者の方が記入してください。

3　記載に不備がある場合は、学童クラブの申請に伴う審査に影響を及ぼす場合がありますので、記載漏れのないようご確認の上提出してください。

4　表面の内容について問い合わせることがあります。また、自営を証明する書類をご提出いただくことがありますので、ご協力をお願いします。

5　記入に関してご不明な点がありましたら、保護者記入欄に記載された学童クラブまでご連絡ください。

【問合せ先】

■ベネッセ 学童クラブ月島
担当：里見
電話：03-3532-6378（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ晴海
担当：野田
電話：03-5859-0721（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■ベネッセ 学童クラブ人形町
担当：田端
電話：03-3527-3250（平日10－19時、土曜日9－18時受付）

■株式会社ベネッセスタイルケア　こども・子育て支援カンパニー　学童事業部
担当：田端・大友
電話：03-6836-1120（平日10－18時受付）

申　立　書

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア宛

児童の保護育成に当たることができない理由

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

住　所

氏　名

（注）1　就労以外の理由で学童クラブの利用の申請をする場合は、申立書をご提出ください。

2　申立書は、学童クラブの利用の申請者本人がご記入ください。

3　この申立書は、学童クラブの申請に伴う審査のための資料となりますので、正確にご記入ください。

申　立　書

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア宛

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

住　所

氏　名

（注）1　就労以外の理由で学童クラブの利用の申請をする場合は、申立書をご提出ください。

2　申立書は、学童クラブの利用の申請者本人がご記入ください。

3　この申立書は、学童クラブの申請に伴う審査のための資料となりますので、正確にご記入ください。

中央区への転入誓約書

年　　月　　日

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

住　所

保護者氏名

私は、学童クラブ利用申請にあたり、２０２７年3月３１日までに下記のとおり転入をします。転入手続きが完了した場合は、速やかに連絡いたします。
２０２７年3月３１日までに転入手続きが完了できない場合は、学童クラブ利用辞退届を提出します。

記

転入予定日　　年　　月　　日

転入予定先　東京都中央区　　丁目　　番　　号

号室

学童クラブ延長利用申請書

年　　月　　日

（宛先）株式会社ベネッセスタイルケア

住　所
（ふりがな）
保護者氏名
電　話

下記の通り学童クラブの延長利用を申請します。

記

利用学童 クラブ名	ベネッセ 学童クラブ（　　）
ふりがな	
児童氏名	
申請理由	

保　護　者　承　諾　欄
利用に関して 　延長利用に際しては、別途予約が必要となります。 　午後６時以降、午前８時以前の延長利用については、使用料の負担が必要となります。 　午後６時以降の延長利用については、児童の引取りが必要となります。 上記の内容を承諾の上、申請します 氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※入会決定後に引取者（送迎人）のご登録をお願いします。

ベネッセ 学童クラブ月島　延長利用確認書

ベネッセ 学童クラブ月島については、8 時 00 分から 19 時 00 分までは基本保育料金内となりますが、通常運営日および学校休業日（平日）の 19 時 01 分から 21 時 00 分までについては、15 分毎 500 円で延長利用が可能です。

利用日ごとの延長料金が必要となります。（土曜運営日は延長保育の実施はございません。）

上記内容につきまして、了承しました。　　年　　月　　日

名前

【ベネッセの学童クラブ　専用　申請時追加書類】

2027年度申請用

「ベネッセ 学童クラブ月島・晴海・人形町」の利用申請する際、指定の申請書類と共に、この＜契約条件確認書＞をご提出ください。内容をご確認のうえ、記入をお願いいたします。



＜契約条件確認書＞
「ベネッセの学童クラブ」の利用を申請するにあたり、以下を確認のうえ、チェック欄にチェックと、保護者のかたの署名をお願いいたします。

※申請前に「ベネッセの学童クラブ」のサービス内容の説明を、オンライン配信（サービス説明会）にて視聴いただくか、申請受付場所で配布する、“「ベネッセの学童クラブ」のご利用に関する資料“をご確認ください。

チェック	項目	内容
□	施設維持費（教材費）	1年間有効、ご利用年度ごとに毎年お支払いいただきます。
□	閉所日	日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は開所いたしません。
□	保育時間	平日・放課後～19時30分　※ただし平日はお申し込みがある場合21時まで延長できます（有料。延長料金あり）。なお土曜日は8時～19時となります。
□	保育料	月極保育料14,000円（おやつ代含む）となります。 いかなる理由によりお休みされた場合でも、保育料の返金はありません。
□	その他料金	延長料金・昼食代・夕食代・学校送迎費用は保育料に含まれておりません。
□	遅延料金	閉所時刻（平日は21時、土曜日は19時）以降もお子さまをお預かりした場合、別途遅延料金が発生します。
□	オプション申込（お食事）	お食事（昼食・夕食）利用は、前運営日（月曜日分は前週土曜日）の17時までにお申し込みください。 キャンセル期限も前運営日の17時までとなります。
□	学校送迎申込	学校送迎利用は、当月1日午前中までにお申し込みください。 キャンセル期限も当月1日午前中までとなります。
□	退会	クラブのご利用を取りやめる場合は、退会月の前月末日（10月末退会の場合は9月末）までにクラブに申請してください。
□	支払い	月極保育料やオプション料金は、翌月26日に指定口座より引落をさせていただきます。銀行口座引落でない場合は、銀行振り込みによりお支払いただきます。その際の振込手数料はご負担いただきます。
□	苦情受付・対応	受付担当：学童クラブ　職員 解決責任者：学童クラブ　施設長 事業部苦情受付担当者：㈱ベネッセスタイルケア こども・子育て支援カンパニー　学童事業部　部長

上記契約条件を確認し、承知したうえで、「ベネッセの学童クラブ」の利用申請を行います。

申請クラブ名：　月島　・　晴海　・　人形町　（いずれかに〇）　　年　月　日

児童氏名：　　保護者氏名：

住所：中央区